

## 屋外広告物基準 他自治体比較表

自治体	区域	屋上広告	壁面広告	突出広告		
		高さ	面積	面積	出幅	設置高
古賀市	①	建物の高さの2/3以下 建物の高さを含め50m以下	1/3以内(1壁面)	20㎡以内(1面)	道路境界から1m以内	道路上4.5m以上 歩道上2.5m以上
	②	建物の高さの2/3以下 建物の高さを含め50m以下	3/5以内(1壁面)	20㎡以内(1面)	道路境界から1m以内	道路上4.5m以上 歩道上2.5m以上
福岡県	①	建物の高さの2/3以下 建物の高さを含め50m以下	1/3以内(1壁面)	20㎡以内(1面)	道路境界から1m以内	道路上4.5m以上 歩道上2.5m以上
	②	建物の高さの2/3以下 建物の高さを含め50m以下	3/5以内(1壁面)	20㎡以内(1面)	道路境界から1m以内	道路上4.5m以上 歩道上2.5m以上
福津市	①	建物の高さの2/3以下 建物の高さを含め50m以下	1/3以内(1壁面)	20㎡以内(1面)	道路境界から1m以内	道路上4.5m以上 歩道上2.5m以上
	②	建物の高さの2/3以下 建物の高さを含め50m以下	3/5以内(1壁面)	20㎡以内(1面)	道路境界から1m以内	道路上4.5m以上 歩道上2.5m以上
宗像市	①	建物の高さの2/3以下 建物の高さを含め50m以下	1/3以内(1壁面)	20㎡以内(1面)	道路境界から1m以内	道路上4.5m以上 歩道上2.5m以上
	②	建物の高さの2/3以下 建物の高さを含め50m以下	3/5以内(1壁面)	20㎡以内(1面)	道路境界から1m以内	道路上4.5m以上 歩道上2.5m以上
太宰府市	①	建物の高さの2/3以下 建物の高さを含め50m以下	1/3以内(1壁面)	20㎡以内(1面)	道路境界から1m以内	道路上4.5m以上 歩道上2.5m以上
	②	建物の高さの2/3以下 建物の高さを含め50m以下	3/5以内(1壁面)	20㎡以内(1面)	道路境界から1m以内	道路上4.5m以上 歩道上2.5m以上
大牟田市	①	建物の高さの2/3以下	1/3以内(1壁面)	20㎡以内(1面)	道路境界から1m以内	道路上4.5m以上 歩道上2.5m以上
	②	建物の高さの2/3以下	3/5以内(1壁面)	20㎡以内(1面)	道路境界から1m以内	道路上4.5m以上 歩道上2.5m以上
中間市	①	建物の高さの2/3以下 建物の高さを含め50m以下	1/3以内(1壁面)	20㎡以内(1面)	道路境界から1m以内	道路上4.5m以上 歩道上2.5m以上
	②	建物の高さの2/3以下 建物の高さを含め50m以下	3/5以内(1壁面)	20㎡以内(1面)	道路境界から1m以内	道路上4.5m以上 歩道上2.5m以上
久留米市	①	建物の高さの1/3以下 建物の高さを含め50m以下	1/5以内(壁面)	5㎡以内(1壁面)	道路境界から1m以内	道路上4.5m以上 歩道上2.5m以上
	②	建物の高さの1/2以下 建物の高さを含め50m以下	1/3以内(壁面)	30㎡以内(壁面)	道路境界から1m以内	道路上4.5m以上 歩道上2.5m以上
小郡市	①	建物の高さの1/3以下 建物の高さを含め50m以下	1/3以内(1壁面)	20㎡以内(1面)	道路境界から1m以内	道路上4.5m以上 歩道上2.5m以上
	②	建物の高さの2/3以下 建物の高さを含め50m以下	3/5以内(1壁面)	20㎡以内(1面)	道路境界から1m以内	道路上4.5m以上 歩道上2.5m以上
北九州市	①	建物の高さの2/3以下	1/3以内(壁面)	—	道路境界から1m以内	道路上4.5m以上 歩道上2.5m以上
北九州市	②	建物の高さの2/3以下	1/3以内(壁面)	—	道路境界から1m以内	道路上4.5m以上 歩道上2.5m以上

古賀市と同基準

福岡県と同基準

他市基準

地域	古賀市の用途地域等
① 第1種許可地域 (住居系の地域)	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域、市街化調整区域、特定用途制限地域(田園居住地区)
② 第2種許可地域 (商工業系の地域)	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域 特定用途制限地域(筑紫野古賀線沿線地区)